

会議録

会議名	第1回大紀町指定管理者選定審議会		
開催日	平成18年4月28日(金)	場所	大紀町議会棟小会議室
時間	午後2時00分～午後4時30分		
出席者	<p>【委員】 松本圭史、北村徳郎、田中昭一郎、山添裕康、糸川公孝、藤原徳子 生駒長義、西村太三郎、堀江清（10名中9名出席） ※欠席者 江尻幸雄</p> <p>【事務局】 小山敬三、西村周英、小倉寿章、中井克実</p> <p>【施設担当課】 中世古満規（商工観光課）</p>		
事項	1. 町長挨拶 2. 委嘱状の交付 3. 審議会委員の紹介 4. 事務局職員の紹介 5. 協議事項 ① 議会条例等について ・委員長の選任（委員長代理者の指名） ② 審議会の申し合わせ事項について 6. 指定管理者制度の概要説明 7. 「ふれあいの里」に関する今後の審議予定 8. 「ふれあいの里」現地視察		
概要	別紙のとおり		

【概要】

1. 町長挨拶

- ◇ 事務局より開会の宣言。
- ◇ 町長より挨拶。

2. 委嘱状の交付

- ◇ 町長より委員に委嘱状を交付。
- ◇ 事務局より江尻委員の欠席報告。

3. 審議会委員の紹介

1回目の審議会である為、出席委員全員の自己紹介が行われる。

4. 事務局職員の紹介

事務局職員及び「ふれあいの里」所管課職員の自己紹介。

5. 議事概要

① 審議会条例等について

- ・委員長の選任（委員長代理者の指名）
 - ◇事務局から大紀町指定管理者関係条例・規則集が紹介され、一読されたうえで詳細不明な点は改めて質問して頂くよう説明。
 - また、互選により委員長に松本圭史委員が選任され、委員長代理者に北村徳郎委員が指名された。

《意見の要旨》

事務局：大紀町指定管理者選定審議会条例第5条第1項の規定による委員長の選任についてお諮りいたします。

委員：松本圭史委員は指定管理者制度の研究をされており専門的知識ももってみえる為適任だと思われる。よって委員長にお願いしてはどうか。

各委員：異議なし。

委員長：(就任の挨拶)

事務局：次に、大紀町指定管理者選定審議会条例第5条第3項の規定により委員長代理者は委員長が指名するとありますので委員長、よろしくお願ひします。

委員長：本日各委員と初めて顔を合わせたばかりで私自身みなさんがどのような方なのか把握できていないが、そうそうたる各団体長が委嘱されていて、どの方も同じ条件と思うので、ここは委員名簿の順ということで北村徳郎委員を指名します。

委員：年齢、経験的な面で大紀町商工会長である田中昭一郎委員が適任ではないでしょうか。

事務局：この後の申し合わせ事項で協議していただくことですが、田中委員は今回審議予定の「ふれあいの里」の管理委託先である大紀町商工会の会長であるため、次回の審議会から退席していただく必要が生じると思われますので、委員長代理者の指名除外者ということでご了承頂きますようお願いします。

委員長：事務局の説明のとおりでありますのでその点も考慮に入れて、北村委員委員長代理者をお願いいたします。

② 審議会の申し合わせ事項について

◇ 事務局より大紀町指定管理者選定審議会申し合わせ事項（案）の説明がありその後、委員長がこの事項をはかったところ委員から質問意見があった。

《意見の要旨》

委 員：「1、指定管理者選定審議会の開催」について必要に応じて隨時開催する
とあるが、事務局としてはどの程度の開催を予定しているか。

事務局：「ふれあいの里」を9月1日に指定管理者制度に移行するには、6月定期会により議決が必要なため、6月上旬までに3～4回の開催を予定しています。

委 員：会議開催時刻は原則7時00分からということだが、委員は会長・組合長等と兼ねられているので多忙であり欠席者がかなりあると思う。

委員長：大紀町指定管理者選定審議会条例第6条第2項のとおり委員の半数以上の出席があれば会議を開くことができます。

委 員：これから総会等が重なる時期なので会議の開催日時を事前に知らせて頂きたい。

委 員：会議開催日時を決定するにあたって事務局が事前に各委員に都合を聞く
ようにしてはどうか。

委員長：開催日時の決定前に事務局が各委員の都合を聞き半数以上出席できるよ
う調整するということでどうでしょうか。

各委員：異議なし

委員長：「2、会議の記録及び公開」について会議には「審議会の事務会議」「ヒアリングの会議」「ヒアリング後の採点の会議」の3種類あると考えられ
ますが、公開について意見はありますか。

委 員：会議録を公開するので会議は公開する必要はないのではないか。

委 員：同感です。ヒアリングは申請者の企業情報等細部事項もあがってくると
思われる所以非公開でいいのでは。

委員長：ちなみに松阪市は、非公開であり申請者に配慮しています。

委 員：公開するとなると精査するのに影響がでる。

委員長：会議録を公開することで担保となるので、透明性については対応できる
と考えられます。皆さんご意見いただきましたとおり会議公開はしない

ということですかがでしょうか。

各委員：異議なし。

委員長：その他この事項についてご異議ありませんか。

各委員：異議なし

委員長：異議なしの声がありましたので「2会議の記録及び公開（3）会議は原則公開とする。」を削除し、他の事項については委員の意見を考慮し、原案どおりとします。

6. 指定管理者制度の概要説明

◎委員長自身の研究ノート「指定管理者制度の展望」等により委員長が説明し、各委員の質問があった。

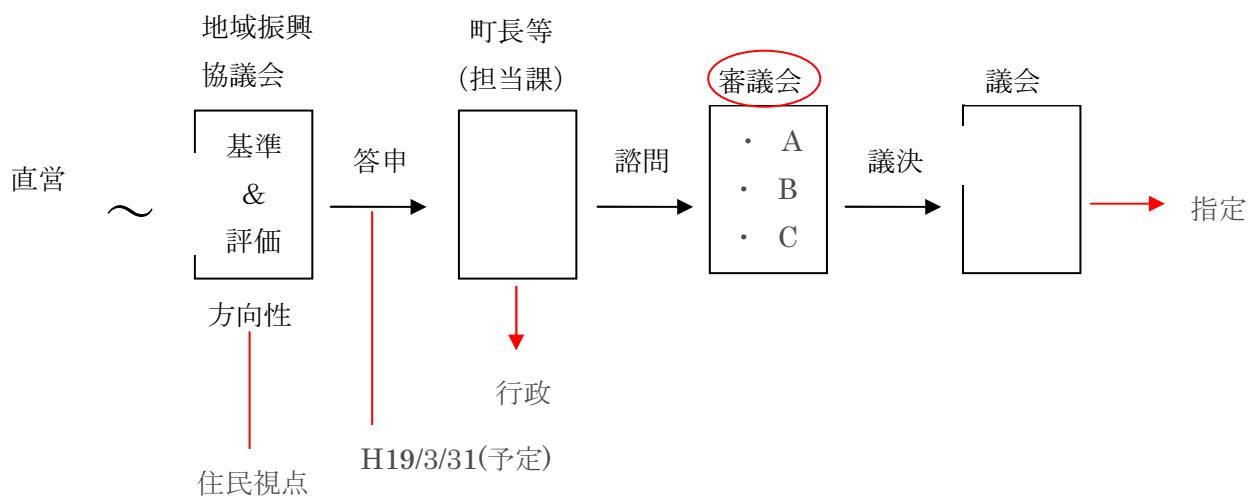
《意見の要旨》

委員：各施設の指定か直営かという振り分けはされているのか。

事務局：地域振興協議会で振り分け等検討され、最終的に町長により決定される。

委員長：（説明）現在 管理委託している物件（ふれあいの里 木の実館）については平成18年9月1日から直営か指定管理者への切り替えが必要。
他の施設については、下記フローの様なスケジュールでの指定管理者制度の導入が進んで行く予定である。

また、一般的には、町が公募による指定管理者を選定する場合は、審議会により審議を経るが、それ以外は、町が非公募等決定した時点でその審査はしないのが普通である。しかし、その理由づけ等も意見することから当町の審議会業務は、他町に比べて、選定手順に関して説明責任・透明性から考えるとより精度が高く丁寧な規定となっている。



7. 「ふれあいの里」に関する今後の審議予定

◇施設所管課から「ふれあいの里」に関する概要が説明される。その後、事務局からの提案、委員の質問意見がある。

《意見の要旨》

委 員：この施設は過去に伊勢祝祭博から移されたものなのか。

所管課：その施設は、旅行村の管理棟であり該当施設は大宮中学校前のログハウス風の建物です。

委 員：⑧経費実績は人件費ですか。

所管課：商工会への管理委託料、土地賃貸金、草刈り賃金等全て含んでいます。

事務局：現在、商工会に管理委託しており指定管理者制度導入後も引き続き商工会へ委託したいと考えておりますが、今回は非公募で進めていきたいので、その審査をお願いいたしたい。

委員長：私の研究ノートにも記載していますが、公募せず特定の団体を指定する施設の対象として、「施設管理上緊急に指定を行う必要がある場合」「施設の事業内容によって、事業継続性の観点や現受託団体の実績等から現受託団体を指定管理者として指定することが適当であると認められる場合」等に該当するので問題はないと思いますが。いかがですか。

委 員：その方向でいいのではないか。

事務局：それでは、非公募というかたちで今後ご審議の程よろしくお願いします。

尚、次回審議会は5月10日を予定していますのでよろしくお願いします。

8. 「ふれあいの里」 現場視察

◇審議会終了後、「ふれあいの里」 現場視察するが、現在管理委託している商工会の管理人が、当審議会の対応に異議ありとの問答があった。その後、現地解散する。